

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：12611

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2023

課題番号：21K13094

研究課題名（和文）日本古代王権における居住形態の再検討―居所派生語の国際比較から

研究課題名（英文）Reconsideration of Forms of Residence in Japan's Ancient Kingship by making international comparisons of titles derived from abode

研究代表者

遠藤 みどり (ENDO, Midori)

お茶の水女子大学・基幹研究院・准教授

研究者番号：90623611

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本古代の王権構成者（天皇・太上天皇・皇太子・皇后など）の居住形態の再検討を行い、日本古代王権構造の特質のさらなる解明を目指すものである。特に「東宮」「中宮」「後宮」のような居所派生語に着目して、日中比較検討を行った。その結果、日本のキサキが「天皇の妻」ではなく「天皇の子の母」として導入されたことが明らかになった。これによって、キサキの地位が子を産み、母として後見する役割を負うもので、王権を分掌する権力を保持していなかったとする研究代表者のこれまでの研究との整合性を見出すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって、先行研究で無批判に前提とされてきた、皇后（大后）が天皇（大王）権力を分掌する存在だったとする通説に再考をうながすことになる。王の妻であるキサキの存在は、当該社会の親族構造に規定されるが、中国の後宮制度との比較によって、奈良時代までの日本社会で、婚姻によって夫に従属する妻という社会的地位の固まっていなかったことが明らかとなった。婚姻による男女の結びつきが社会の基礎ではない古代社会の在り方は、多様な家族の形態が内在する現代社会を考える指標にもなると考えられる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to re-examine the residence patterns of the ancient kingship members of Japan (Emperor, Emperor Taijo, Crown Prince, Empress, etc.) and to further elucidate the characteristics of the ancient Japan royal power structure. In particular, we focused on derivatives of residence such as "East Palace," "Middle Palace," and "Back Palace," and conducted a comparative study between Japan and China. It was revealed that the Empress of Japan was introduced not as the "wife of the Emperor" but as the "mother of the Emperor's children". In addition, it was revealed that the position of the empress was to give birth to the emperor's children and take care of them as the mother, and did not hold the power to divide the royal power.

研究分野：日本古代史

キーワード：日本古代王権 後宮 中宮 東宮 親族構造

1. 研究開始当初の背景

岸俊男『日本古代宮都の研究』(塙書房、1988年)に代表される古代宮都研究では、古代宮都における平面プランの変化は、そこで展開された種々の支配機構や制度などの変化を直接反映したものと考えられ、宮都からみた政治史研究が進められてきた。このような古代宮都研究の成果を受け、橋本義則は平城宮から平安宮までの諸宮都における天皇の宮である内裏と、太上天皇・皇后の宮の存在形態および構造変遷を検討し、古代皇権をめぐる権力構造とその所在の変化を明らかにしている(『古代宮都の内裏構造』吉川弘文館、2012年)。古代宮都研究の進展によって、王権構成者の居住形態が明らかとなったことで、居住形態の変遷から王権構造のあり方を探る方策が示された画期的な成果であった。

しかし、橋本説は奈良時代の王権はその構成要素間で個別・独立に権力を保有していたとする、これまでの王権理解(岸俊男『日本古代政治史研究』塙書房、1966年など)を基に展開されたものであった。また宮都研究や居住形態論では、主要史料となる考古史料が断片的であるがゆえに、その解釈が既存の手法や見解に流されやすいという特徴を持っている。そのため、研究代表者の明らかにした天皇を核とした各王権構成要素が総体として一体性を保持していたとする王権理解(『日本古代の女帝と讓位』塙書房、2015年)を基にして、断裂した王権構造論と居住形態論を整合的に理解する余地は十分にあると考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、王権構成者の居住形態の再検討から日本古代王権構造の特質を解明し、学界に対して学術的な貢献を行うことを目的とする。

上述のように、王権構成者の居住形態の変遷から王権構造のあり方を探るといふ、新たな王権研究の指標が提示された一方、研究代表者が明らかにしてきた天皇を核とした各王権構成要素が総体として一体性を保持していたとする王権理解とは未だ断裂がある。

そこで、王権構成者の居住形態の変遷を再検討し、そこから研究代表者が取り組んできた王権構造論と整合的な結果を得ることで、この断裂を克服し、日本古代史ひいては日本史学全体に対して、新しい古代天皇制の基礎的理解を提示することを目指すこととした。

3. 研究の方法

前述の橋本義則は、当初天皇の宮である内裏の片隅に目立たぬ存在としてあった太上天皇宮は、天皇と身位・機能の上で同等であった太上天皇が天皇の対立物に転化した結果、徐々に内裏から独立し天皇との並存を指向したとする一方、元々天皇の宮から独立して存在していた皇后宮は、天皇の住む内裏に取り込まれることで、それまで皇権の一翼を担っていた皇后がその政治的地位から失墜したとする。

このように橋本説では、太上天皇・皇后という奈良時代の王権構成者の居所が天皇とは独立していたことをもって、彼らが天皇から独立した個別の権力を保有していたと理解する。しかし、橋本説で触れられていない皇太子の居所は、奈良時代から一貫して内裏外の東宮に独立して置かれ続ける一方、単なる後嗣として政治には関係ない地位となったと考えられてきたように(井上光貞『日本古代国家の研究』岩波書店、1965年)、居所が独立していることがすなわち権力の個別保有となるわけではない。

研究代表者がこれまで明らかにしてきた、各王権構成要素が総体として一体性を保持した奈良時代の王権構造に基づき、太上天皇や皇后、皇太子の宮の変遷について考察を行うことで、王権構成者の居住形態について先行研究とは異なる見解を提示していく。

その際注目したのが、居所派生語である。居所派生語とは「東宮」「中宮」「後宮」のような王権構成者の居所を指す語から派生して、王権構成者そのものを指すようになった語である(研究代表者造語)。たとえば「後宮」は、皇帝の宮の後方にあるキサキの住む宮殿から転じてそこに住むキサキ自身をも指すようになった語で、「中宮」「東宮」もそれぞれ皇后・皇太子を意味する。

このような居所派生語は居所と身位それぞれの意味を内包するが、これは中国において、当時の中国王権の居住形態に基づいて生じたものである。そのため日本では、奈良時代のキサキが内裏の後方に居住していないにも関わらず「後宮」と称されたり、皇后の居所ではなく天皇の宮が「中宮」と称されたりと、対象の場所と人物が一致しない例も多い。こうした不一致は、中国とは異なる居住形態を持っていた日本に、既に居所と身位の両義を持っていた居所派生語が伝来したために生じたものであるが、そもそも日中における居住形態の相違に要因があると考えられる。つまり、居所派生語の用例を比較検討することで、日中における王権構成者の居住形態の違いを明らかにできるのである。また、日本同様中国の文化を受け入れた朝鮮三国においても、居所派生語の用例を検討することで王権構成者の居住形態を明らかにできるとともに、中国・日本との相違を比較することが可能となると考えられる。

4. 研究成果

(1) 中国との王権構成者の居住形態の比較

まず、中国・朝鮮三国の文献史料にある「後宮」「中宮」「東宮」の語を網羅的に収集した。中国については『史記』以降唐代までの史書や『周礼』『礼記』などの礼書から、朝鮮三国については『三国史記』からの用例収集を行い、王権構成者自身を指す用例の開始時期、およびその後の用例の変遷についての検討をそれぞれ行った。日本についても、六国史や法制史料・儀式書・古文書・古記録などの文献史料の収集を行い、各語の用例を分析するとともに、発掘調査の成果を利用して実際の場所の比定を行った。

当初の予定では、朝鮮三国も含めて比較検討を行い、日本王権の特色を明らかにする予定であったが、中国と日本史料の収集・分析に時間を取られ、朝鮮三国の王権構成者の居住形態の検討は十分に行えなかった。

一方で、中国との比較検討は進み、特に「後宮」「中宮」の語の検討から中国の後宮制度について、多くの知見を得ることができた。まず、中国で「後宮」の語が一般的に使用される以前には、「宮闈」「六宮」という語が使用されていたことが明らかとなった。いずれも、妻は夫の後ろから支えるとする女性観に基づいた用例であり、天子の居所の後ろの宮にたまたま妻妾たちが住んだのではなく、中国における理想的な夫婦関係にもとづき、キサキたちの居所が天子の居所の後ろに位置づけられたと考えられる。

日本の場合、皇后宮や後宮は天皇の住む内裏から独立して存在し、いずれも天皇の子を産み育てる場として機能していたことを明らかにしているが(前掲『日本古代の女帝と讓位』、『日本古代後宮制度の再編過程』、『日本史研究』687、2019年) こうした中国の後宮制度のあり方は奈良時代までの日本とは大きく異なっている。

また、「中宮」についての日中比較を行った結果、中国で皇后や皇太后の居所として「中宮」が使用されたのは、「後宮」に住まうキサキたちとは異なり、皇帝の「家」の一員として、皇帝と寝食をともにしていたため、「中宮」は皇帝の生活する空間としても利用されていたということが分かってきた。日本において「中宮」は三后やその居所を示すだけでなく、天皇の居所としての用例もあるが、それは中国においても「中宮」が皇帝の居所の一つとして機能していたことに由来するものと考えられる。だが、日本では皇后であっても天皇と同居することはなく、「後宮」と称されたキサキ同様、宮城の外に宮を構えており、9世紀までは「中宮」の称も皇后や皇太后ではなく、皇太夫人の別称としてしか使われていない。

このように、「後宮」「中宮」の語の比較検討から、日中における後宮制度の違いが明らかになったが、平安時代に入ると、日本でも中国の意味で「後宮」が成立し、キサキだけでなく女性全般が男性に従属する社会へと変貌していく。以上の内容は、現在執筆中の中公新書『日本の後宮』に盛り込んでいる。

(2) 日本古代王権における居住形態の再検討

上記(1)の検討結果を踏まえ、日本における「中宮」「東宮」の語の検討から、日本古代王権の居住形態の再検討を行った。

「中宮」の2つの用例と変遷

奈良時代において「中宮」は皇后ではなく天皇の宮を指す用例が多い。その平城宮内の位置の比定については、古くから第一次大極殿院地区(中央区)と内裏地区(東区)とで見解が分かれ、現在も決着がついていない。しかし、この問題は淳仁天皇と孝謙太上天皇の宮がそれぞれ中央区・東区のうちどちらであったかを考える上で大きな問題となっている(奈良国立文化財研究所『平城宮第一次大極殿院跡』吉川弘文館、2011年)。一方、奈良時代中頃まで「中宮」は上記のような天皇の宮を指す用例が多いが、聖武天皇の生母皇太夫人藤原宮子に中宮職が置かれて以降、皇太夫人および皇太后を指す称号としても使用されていく。

そこで、本研究では、前述の中国の用例との比較をもとに、日本の天皇の宮を指す用例と、キサキに関連する用例の二つが、日本社会のなかでどのように両立し得たのかを考察した。その結果、奈良時代の日本では、居所としての「中宮」は天皇の宮を、ヒト(役職)を示す場合は中宮職(皇后宮職・皇太后宮職・太皇太后宮職の総称)のみが使用されていたのが、奈良時代後半(称徳朝以降)に天皇の宮を指す用例がなくなることで、皇太夫人の別称としての意味が加わり、場所とヒトともにキサキ関連の用例に収斂していくことが明らかとなった。この成果は、口頭報告するとともに「奈良時代の「中宮」」として論文にまとめた。

関連して奈良時代の内裏の変遷についても検討を加え、橋本によって皇后宮・後宮とされた奈良時代末の内裏空間は、天皇の私的空間に、十二女司の殿舎が取り込まれて整理されたものとの結論を得た。これまでの研究で、光仁天皇の皇后井上内親王から皇后宮が退転すると考えられてきたが、本研究によって、桓武天皇の藤原乙牟漏の皇后宮までは内裏の外に皇后宮が独立して営まれていたことが明らかとなった。本成果は執筆中の新書(日本の後宮)に盛り込んでいる。

皇太子と「東宮」

皇太子の居所は皇太子制の成立した奈良時代以降、「東宮」と称され、一貫して内裏の東方に位置していた。これは、平安中期になって内裏内において父である天皇と同居し始めた後も、内裏北東の桐壺が皇太子の居所とされたように、皇太子の居所が天皇宮から見て東方に置かれ続

けている(山下克明「平安時代初期における『東宮』とその所在地について」『古代文化』33-12、1981年)。こうした事実から、古代王権にとって皇太子と東という位置は、切り離すことのできないものと認識されていたことが窺える。

そこで、日本の「東宮」についての史料収集と検討も行ったところ、皇太子の宮とは異なる「東宮」の事例があることが分かった。主に天皇の宮を指すが、その場合、西側におかれた「西宮」と対になっており、同時に皇太子が存在する場合、その居所は「春宮」と称されている(例えば、長岡宮内)。この場合も、「春宮」は内裏の東方に位置している。一方、平城天皇の譲位後に転居した「東宮」についても、皇太子の宮ではない天皇の宮の1つとする見解もある。平城譲位後に転居した「東宮」が皇太子の宮とは異なるとするのは、当時、のちの嵯峨天皇が皇太子として存在していたためだとみられるが、この例に関してはむしろ、嵯峨の即位を促すためにあえて皇太子の住む「東宮」へ移動したと考えることも可能である。

以上から、日本の「東宮」は「後宮」と異なり、天皇の宮の東方に常設された宮で、基本的に皇太子の居所として使用されたのではないかとの推測を得ることができた。

また、中国と異なる点として、公式令平出条に「皇太子」の規定がないこと、同闕字条に「東宮」「皇太子」が規定されていることから、日本では「皇太子」よりも「東宮」の語が重視されていることが確認できた。ここからは、7世紀末の皇太子制成立の前段階として、「東宮」という称号が使用されていた可能性が考えられる。皇太子と「東宮」「春宮」の関連についての考察は不十分で終わってしまったため、今後改めて検討を勧めていきたい。

以上の居所派生語の検討によって、7~9世紀の日本王権における皇太子・三后(+皇太夫人)の特質を明らかにした。特に、日本のキサキが「天皇の妻」ではなく「天皇の子の母」として導入されたことは、従来の研究とは異なる大きな成果である。中国との比較を行うことによって、婚姻によって夫に従属する妻という社会的地位の固まっていない当時の日本社会の親族構造の特質を浮き彫りにするとともに、キサキの地位が子を産み、母として後見する役割を負うもので、王権の分掌をする権力を保持していなかったとする研究代表者のこれまでの研究との整合性を見出すことができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 遠藤みどり	4. 巻 45
2. 論文標題 奈良時代の「中宮」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 史潮	6. 最初と最後の頁 42-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 遠藤みどり	4. 巻 43
2. 論文標題 『萬葉集』の太后 「太后」の使用時期をめぐって	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 萬葉集研究	6. 最初と最後の頁 349-376
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 遠藤みどり
2. 発表標題 日本古代「中宮」の包括的研究
3. 学会等名 仙台古代史懇話会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------